

最低制限価格の算定式の試行導入について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、適正価格での契約の推進を図るため、平成28年度発注案件から最低制限価格を算出する際に、以下のとおり算定式を試行導入します。

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 90\% \times 90\% + \text{共通仮設費} \times 70\% + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.08}{}$$

※ 1.08 は、消費税率 8% の場合であり、消費税率改正に合わせて変更いたします。

※ ただし、上記算定式で算出した額が予定価格の
9/10 を超える場合は、9/10 に相当する額とする。(小数点以下切り捨て)
7/10 を下回る場合は、7/10 に相当する額とする。(小数点以下切り捨て)
7/10 以上 9/10 以下の場合は、上記算定式に相当する額とする。
(小数点以下切り捨て)